平成２９年（再イ）第１６号

三重県伊勢市吹上２丁目２番５号　ミタックスビル403

再生債務者　北村　雅令

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月16日まで

平成30年２月23日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２９年（再イ）第９号

兵庫県宍粟市山崎町山田40番地15

再生債務者　清水真理奈

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月16日まで

平成30年２月23日

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２９年（再イ）第６２号

岡山県倉敷市児島田の口３丁目６番35号

再生債務者　福田真由美

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月16日まで

平成30年２月23日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２７号

青森市大字八幡林字熊谷41番地36

再生債務者　市川　葉子

1　決議に付する再生計画案　平成30年２月５日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月23日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月23日まで

平成30年２月23日

青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号

大阪府大東市氷野４丁目６番44号

再生債務者　榎本　嘉明

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月22日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月26日から平成30年４月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号

大阪府大東市氷野４丁目６番44号

再生債務者　榎本　悦子

1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月22日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月26日から平成30年４月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号

横浜市泉区和泉中央南５丁目13番６－106号

再生債務者　小倉　真之

1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月23日まで

4　一般異議申述期間　平成30年４月６日から平成30年４月13日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第８号

埼玉県越谷市大字南荻島4374番地７

再生債務者　大熊　真悟

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月15日まで

平成30年２月22日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１３号

千葉県市川市塩焼３丁目21番22―303号（ライフピアガーデン）

再生債務者　桐澤幸太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月21日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第５号

神奈川県南足柄市塚原2668番地９

再生債務者　高橋　一夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月23日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再ロ）第２号

山口市大内長野1769番地11

再生債務者　松本　剛昌

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年２月23日　山口地方裁判所

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

なお、社員総会の承認決議については甲乙丙ともに終了しており、平成三十年二月二十一日に東京都知事の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成三十年五月二十日までにお申し出下さい。

平成三十年三月五日

東京都台東区今戸二丁目二六番一五号

（甲）医療法人社団哺育会

理事長　中村　秀夫

東京都杉並区西荻北二丁目五番五号

（乙）医療法人社団瑞心会

理事長　上野聡一郎

埼玉県川越市笠幡四九五五番地一

（丙）医療法人高友会

理事長　浪川　浩明

合併公告

左記会社は合併して甲はＺ及び丙の権利義務一切を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（丙）http://www.sgt.jp/

平成三十年三月五日

東京都新宿区新宿五丁目九番二号

（甲）株式会社八千代銀行

代表取締役　田原　宏和

東京都港区南青山三丁目一〇番四三号

（乙）株式会社東京都民銀行

代表取締役　坂本　隆

東京都新宿区西新宿一丁目二一番一号

（丙）株式会社新銀行東京

代表取締役　常久　秀紀

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年六月一日であり、両法人の社員総会の承認決議は平成二十九年八月二十二日に終了しております。

なお、この合併については平成三十年二月二十一日付で東京都の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月五日

東京都西東京市田無町四丁目二四番一五号

（甲）医療法人社団時正会

理事長　横川　秀男

東京都品川区小山五丁目九番一号

（乙）医療法人社団泉仁会

理事長　横川　秀男